

第3節 土壤汚染

1. 概況

土壤汚染は局所的に発生すること、外観からは発見が困難であることなどから、かつては判明することが少なかったのですが、工場跡地の売却時など自主的に汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、判明する事例が増えてきました。

そのような土壤汚染事例の増加に伴い、対策のルール化の必要性が認識されるようになったことから、平成15年2月15日に土壤汚染対策法が施行されました。

土壤汚染対策法は、国民の健康を保護することを目的に、土壤汚染状況調査の実施、調査結果が基準※1に適合しなかった区域の指定※2、指定された区域内の汚染の除去等の措置の実施、汚染土壤の搬出及び処理に関する規制等について規定しています。

久留米市内でもこれらの規定に基づく届出や土壤調査の結果報告がなされています。

2. 現状

令和6年度は、一定の規模以上の土地の形質の変更の届出が55件なされました。

表 2-3-1 令和6年度の土壤汚染対策法の施行状況

内 容		件数	
水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設廃止時の調査(第3条第1項)		0件	
有害物質使用特定施設廃止時の調査が猶予※3されている土地における土地の形質の変更時の調査(第3条第7項)		0件	
一定の規模以上の土地の形質変更の届出対象地の調査(第4条)		0件	
土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがある際の調査(第5条)		0件	
一定の規模以上の土地の形質変更の届出(第4条第1項)		55件	
土壤汚染状況調査の猶予申請の事業場 (毎年、土地利用方法の報告義務がある。)		申請	0件
		調査猶予中	8件
指定区域数	令和6年度指定	要措置区域	0件
		形質変更時要届出区域	1件
	累計	要措置区域	2件
		形質変更時要届出区域	12件

※1 揮発性有機化合物、重金属、農薬等の26物質が指定されており、人の健康のリスクを考慮して基準が設定されています。

※2 区域の指定には、健康被害が生ずるおそれがあり汚染の除去等の措置が必要な「要措置区域」と、健康被害が生ずるおそれがなく土地の形質変更の際に届出が必要となる「形質変更時要措置区域」の指定があります。

※3 土壤汚染対策法第3条第1項のただし書きにおいて、有害物質使用特定施設を廃止しても、引き続き、工場・事業場の敷地として利用される場合などは、土壤汚染状況調査が猶予されます。
(調査猶予中：洗濯業、染色整理業、ゴム製品製造業、機械工具製造業、廃棄物処理業)